

静岡県教育委員会告示第11号

高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第3条第1項の規定に基づき、静岡県立静岡中央高等学校の行う通信教育について、令和6年度に協力する高等学校を次のように指定したので、静岡県立高等学校学則（昭和28年静岡県教育委員会規則第3号）第51条の2の規定により告示する。

令和6年4月9日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

1 定時制の課程における通信制の課程との併修に係る協力校

- (1) 静岡県立下田高等学校
- (2) 静岡県立磐田南高等学校
- (3) 静岡県立浜名高等学校

2 指定年月日

令和6年4月1日